

京 都 労 働 局
平成24年10月16日

経済記者クラブ資料配付

担	京都労働局雇用均等室 雇用均等室長 高橋秀寿 地方機会均等指導官 高江洲洋子
当	電話 075-241-0504

平成24年度「均等・両立推進企業表彰」表彰企業

～京都中央信用金庫が「均等推進企業部門 厚生労働大臣優良賞」で表彰されました～

平成24年度「均等・両立推進企業表彰」

厚生労働省では、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的取組（ポジティブ・アクション）」及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいべき取組を推進している企業に対し、その取組を讃えるとともに、これを広く周知し、女性労働者の能力発揮の促進や仕事と育児・介護との両立支援のための取組の促進を図るために、「均等・両立推進企業表彰」を行っています。

本年度は2社が均等推進企業部門において厚生労働大臣優良賞に決定しましたが、そのうちの1社は京都府下の以下の企業です。

均等推進企業部門 「厚生労働大臣優良賞」

京都中央信用金庫（京都市）*取組内容については別添1参照

なお、厚生労働大臣優良賞は、去る10月9日に厚生労働省 副大臣室において西村智奈美副大臣より授与されました。*表彰式の模様については別添2参照

参考資料

- 別添1 京都中央信用金庫の表彰理由
- 別添2 表彰式の模様
- 別添3 「均等・両立推進企業表彰」制度について

京都中央信用金庫

所在地 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 9 1

業種 金融業

代表者 布垣 豊

従業員数 約 3,000人

1 ポジティブ・アクション取組体制

平成20年にポジティブ・アクション実施計画を策定。以後、人事部が中心となり金庫全体でポジティブ・アクションの取組を推進

平成23年に策定した「新営業推進体制」に、女性職員を融資係、渉外係へ積極的に配属する旨明記

企業方針、取組目標は部店長会議及び社内報等により社内に周知するとともに、対外的に「ポジティブ・アクション応援サイト」にて公表

2 ポジティブ・アクション取組内容

これまで女性の配属がなかった係や本部の部署に女性職員を配属し職域拡大を図るとともに、女性支店長の増加、管理監督職に占める女性比率の上昇を目標に、各種施策を実施

女性を新たな職域に配置する際、本部で十分な研修を行うとともに、部店長会議等で会社方針の周知を徹底し、配属後もきめ細かなフォローを実施

女性管理職の育成のための研修の実施及び外部機関の研修に積極的に派遣。また、昇進・昇格にチャレンジする機会を設けるため「支店長立候補制度」を実施

新入職員に対するOJTを効果的、円滑に行うことを目的として、実務指導をする「エルダー」、精神面をサポートする「メンター」を選任する「エルダー・メンター制度」を実施

育児や介護等の事情で退職した職員を、退職後の経過年数が5年未満であれば原則として退職前の職位、等級で再雇用するなどの規定を定めた「リターン・ジョブ制度」を実施

3 ポジティブ・アクション取組成果

平成23年に、これまで配属のなかった渉外係に16名の女性職員を配属し、女性の職域を拡大

役職者に占める女性の割合は、係長・課長クラスいずれも増加

係長クラス：平成22年度24.8% 平成24年度25.4%

課長クラス：平成22年度5.3% 平成24年度6.6%

平成20年に初めて女性の専務理事が就任し、女性役職者のロールモデルとして活躍

女性支店長数は、ポジティブ・アクションの実実施計画を策定した平成20年の1名から、平成24年は7名に増加



厚生労働副大臣室にて表彰を受ける京都中央信用金庫 平林幸子専務理事



京都中央信用金庫の平林幸子専務理事（左）と西村智奈美厚生労働副大臣（右）

「均等・両立推進企業表彰」制度について

「均等・両立推進企業表彰」は、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組（ポジティブ・アクション）及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいうべき取組を推進している企業に対する表彰です。

なお、本表彰は、平成11年より実施してきた「均等推進企業表彰」と「ファミリー・フレンドリー企業表彰」を統合し、平成19年度から新しい表彰制度として公募により実施しています。

表彰の種類

1) 均等・両立推進企業表彰

厚生労働大臣最優良賞

男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境を整備する企業として、女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組（ポジティブ・アクション）及び仕事と育児・介護との両立支援のための取組について、特に他の模範ともいうべき取組を推進し、その成果が顕著である企業

2) 均等推進企業部門

厚生労働大臣優良賞

女性の能力発揮を促進するために、他の模範ともいうべき取組を推進し、その成果が認められる企業

都道府県労働局長優良賞

地域において、女性の能力発揮を促進するために、他の模範ともいうべき取組を推進している企業

都道府県労働局長奨励賞

地域において、女性の能力発揮を促進するための取組を推進していると認められる企業

3) ファミリー・フレンドリー企業部門

厚生労働大臣優良賞

仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような他の模範ともいうべき取組を推進し、その成果が認められる企業

都道府県労働局長優良賞

地域において、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような他の模範ともいうべき取組を推進している企業

都道府県労働局長奨励賞

地域において、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を推進していると認められる企業

2 対象となる企業

均等推進企業部門

- ・ ポジティブ・アクションを企業の方針として示し、積極的に取り組んでいる
- ・ ポジティブ・アクションの取組として「採用拡大」、「職域拡大」、「管理職登用」または「職場環境・職場風土の改善」について取り組んでいる
- ・ ポジティブ・アクションの取組のうち、「女性のみを対象」または「女性を優遇」するものは、女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない場合（雇用管理区分ごとにみて女性労働者の割合が4割を下回っている状況）に限られている

ファミリー・フレンドリー企業部門

- ・ 法を上回る育児・介護休業制度や勤務時間短縮等の措置を規定し、よく利用されている
- ・ 男性労働者の育児休業取得実績がある
- ・ 時間外労働が概ね150時間未満である
- ・ 年次有給休暇取得率が概ね50%以上である
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている、または認定を目指している

厚生労働大臣最優良賞

- ・ 過去に均等推進企業表彰（部門）の大臣賞又はファミリー・フレンドリー企業表彰（部門）の大臣賞を受賞し、さらに取組が進んでいる
- ・ 受賞していない部門についても積極的に取り組み、成果をあげている